

# 性別で役割を決めつけていませんか

▷社会教育係 (☎223局3546)

男女共同参画社会とは、すべての個人が、性別にかかわらず、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、その個性と能力を十分に発揮できる社会です。

無意識のうちに「男だから、女だから」という理由で、我慢してきたことや嫌な思いをしたことはありませんか。男女共同参画は、男女に違いがあることを認めたくて、性別によって固定的に役割を決めつける意識を社会全体で見直していこうとするものです。

男女共同参画社会が実現すると

**家庭では** 男女が対等な家族の構成員として互いに協力し、家事や育児、介護を協力して行います。家族がお互いを尊重する関係になります。

**学校では** 性別に関係なく個人の能力や適性にあった進路を選択できるように

なります。

**職場では** 性別に関係なく対等に働き、能力を発揮できるようになります。

**地域では** 男女が主体的に地域活動やボランティアに参加することで、地域の連帯感が強まります。

男女共同参画社会を実現するためには、固定的な役割分担意識にとらわれず、男女がさまざまな活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考えることや、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動などができるようにする必要があります。

自分と周りの人を大切に思い、男女が互いに協力しあい、お互いを尊重しあって生きていくことが大切です。家庭・学校・職場・地域で誰もが平等で、個性を生かし一人ひとりが輝ける男女共同参画社会の実現を目指しましょう。



6月23日(日)～29日(土)は男女共同参画週間です

2019年度キャッチフレーズ

**男女共同参「学」・知る 学ぶ 考える 私の人生 私がつくる**

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を發揮できる男女共同参画社会を実現するために、私たちのまわりの男女パートナーシップをこの機会に考えてみませんか。

○困ったときには、いつでもどうぞ

【男女共同参画に関する相談窓口】

「就労」子育て女性就職支援センター (☎533局6637)

「男女差別」北九州市立男女共同参画センター「ムーブ」(☎583局3663)

「DV」遠賀保健福祉環境事務所 (☎201局2820)

「その他」福岡県男女共同参画センター「あすばる」(☎<092>584局1266)

# 私たちの手で支えあいの地域をつくる

▷ 高齢者支援係 (☎ 2 2 3 局 3 5 3 6)

## 1 認知症って？

認知症とは、これまで培ってきた記憶力や判断力などが低下し、日常生活にも支障が出る脳の病気です。

2025年には、高齢者の5人に1人が認知症になると言われています。いつ、だれが認知症になってもおかしくない、とても身近な病気の一つです。身近な病気であるがゆえに「いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らす」ために、認知症を理解し、地域で見守る必要があります。

## 2 地域での気づきと見守りをお願いします

認知症の人の元気なときの様子を知っている地域の皆さんの気づきと、地域で互いに見守っていくことが大切です。

徘徊<sup>はいかい</sup>をしている、身なりを気にしなくなったなど、「今までと様子が違うな」と思ったら、本人へ声をかけたり、芦屋町地域包括支援センターへ連絡してください。

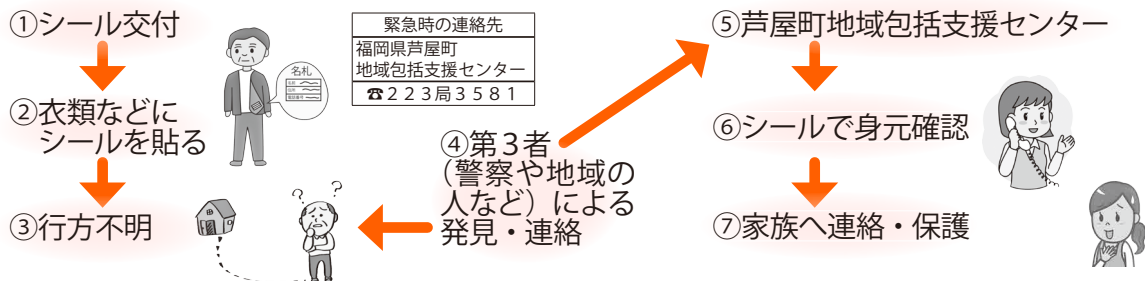
## 3 「見守りシール」をはじめました

認知症の人が外出後、行方がわからなくなった場合の早期発見や事故の未然防止のために、「芦屋町認知症高齢者等見守りシール交付事業」をはじめました。見守りシールはよく着用する衣類にアイロンで貼り付けて使用します。ぜひ活用してください。

※行方がわからなくなるおそれがある人は、芦屋町地域包括支援センターに相談してください。

※登録後、見守りシールを無料で渡します（1人につき20枚）。

### 見守りシールによる身元確認の流れ（イメージ）



## 4 行方がわからなくなる前に

「見守りシール」のほかにも行方がわからなくなった時に、広域的に捜索・保護できる仕組みがあります。相談や登録は芦屋町地域包括支援センターで行っています。

### ●はいかい高齢者等 SOS ネットワークシステム

折尾警察署と遠賀郡4町と中間市の関係機関などが連携をとり、行方不明になった人をすみやかに保護できるようにする仕組みです。

### ●防災メール・まもるくん

福岡県が運営する災害時の情報メールに、行方不明者情報の発信機能を持たせ、家族などの依頼を受けた市町村がメールを配信するシステムです。

## 5 認知症に関する相談は芦屋町地域包括支援センターへ

認知症に関することは芦屋町地域包括支援センターへ相談してください。

認知症地域支援推進員などの専門スタッフを配置しています。

▷ 芦屋町地域包括支援センター

☎ 2 2 3 局 3 5 8 1（役場福祉課内）